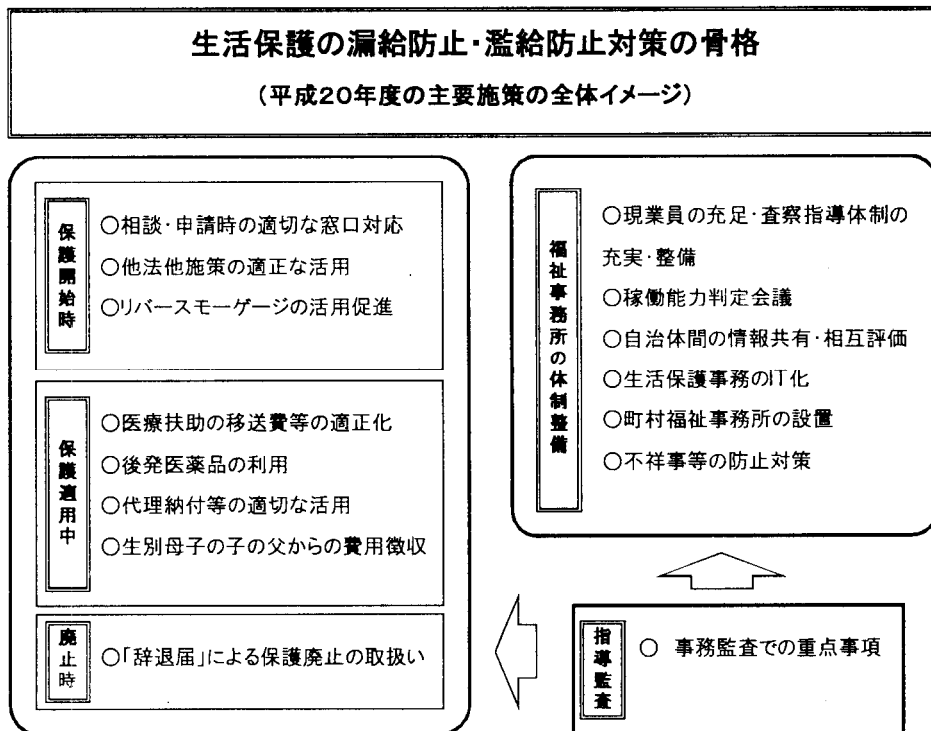
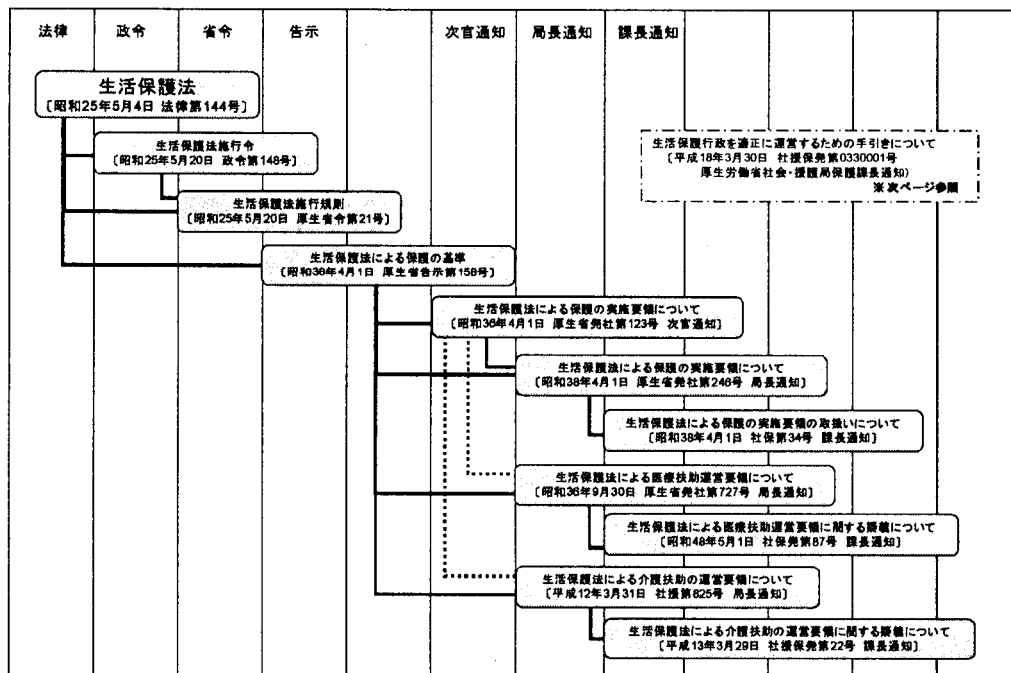


II 漏給防止・濫給防止



生活保護法体系(主なもの)



「生活保護行政を適正に運営するための手引(平成18年3月30日)」のポイント

位置付け 生活保護行政の適正運営の観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、業務の流れに沿って関連事項を整理した手引

記載内容

I 申請相談から保護の決定までの対応

- 届出義務の遵守
- 収入申告書等の徴取
- 関係先調査の実施
 - ・ 金融機関等に対する資産の調査に関する個人情報保護法との関係や留意事項を明記
- 暴力団員に対する生活保護適用の考え方
 - ・ 暴力団員に対しては保護を適用しないこと
 - ・ 暴力団員該当性の確認等に関する警察との連携要領
- 年金担保貸付利用者への対応
 - ・ 生活保護受給中の者には年金担保貸付を行わない
 - ・ 過去に年金担保貸付を受け、それが原因で生活保護を受給した者が再度貸付を受けた場合は生活保護を適用しない

II 指導指示から保護の廃止までの対応

- 法第27条に基づく指導指示と保護の変更・停止・廃止
- 稼働能力のある者に対する指導指示
- 履行期限を定めた指導指示
 - ・ 指導指示に履行期限を付し、期限までに履行されない場合には保護の廃止等を行う方法を明記

III 受給中の収入未申告等への対応

- 収入未申告が疑われる場合の対応
- ケース診断会議等の開催による対応内容の判断

IV 費用返還・徴収及び告訴等の対応

- 費用返還・費用徴収処分等の適用の判断
- 費用徴収の方法
- 不正受給事案の告訴等の手順
 - ・ 告訴等に際しての考慮事項、警察との連携要領

20

平成20年度保護の実施要領改正の概要

1 相談申請時における対応、廃止時の辞退届の取扱いについての規定の創設

- ・次官通知を新設し、「申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと」を明記
- ・保護の相談における開始申請の取扱い、及び要保護者の発見・把握について局長通知に規定
- ・相談時には申請意思の確認が必要であることや、扶養義務についての誤った説明が申請権の侵害にあたるおそれがあること、を課長通知に明記
- ・「辞退届」が有効となるためには、本人の任意かつ真摯な意思に基づくことが必要であること、保護の廃止決定にあたっては、本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないように留意すること、を課長通知に明記

2 稼働能力の活用についての規定の創設

- ・次官通知を新設し、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること」と明記
- ・稼働能力の活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かにより判断すること、及び①～③のそれぞれの判断の仕方について、局長通知に記載
- ・現に就労している者の稼働能力の活用状況も、上記①～③により判断する旨、課長通知に記載

3 援助方針の策定、関係機関との連携についての規定の創設

- ・従来の「処遇方針」を「援助方針」に変更。個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること、また策定した援助方針は、原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めることを、局長通知に規定
- ・あわせて、援助方針の見直しは少なくとも年1回以上行うことなどを規定
- ・被保護者への指導援助にあたっては、関係機関と必要な連携を図ること、を局長通知に明記

4 通勤用自動車保有要件の緩和

- ・保有が認められる地域について、従来「山間僻地等地理的条件、気象的条件が悪い地域」としていた課長通知を「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」に変更し、要件を緩和
- ・あわせて「公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先」に自動車により通勤する場合も保有を容認できるよう課長通知を改正
- ・保護開始申請時に就労していない場合であっても、概ね6か月以内に保護から脱却することが確実に見込まれる場合は、一定の条件を満たせば自動車の処分指導を保留できる旨の課長通知を新設

5 住宅契約時及び更新時の火災保険料、保証料の認定

- ・賃貸住宅の契約時、更新時に必要とされる火災保険料及び保証人がいない場合の保証料について、それぞれ敷金等、更新料等の限度額の範囲内で認定できるよう課長通知を改正

生活保護における医療扶助の移送費の見直し

現状

- (基準) 移送に必要な最小限度の額
(範囲) 入院・転院・退院・通院に係る交通費

給付実績

- 給付額(平成18年度)
・医療扶助費 1兆3,500億円
・うち移送費 44億円 (0.3%)

- 医療扶助人員(入院外)1人あたり移送費
年間 約4,000円

自治体間の運用格差

- 医療扶助人員(入院外)1人あたり移送費支給件数
・都道府県間で 67倍(最大4.66、最低0.07)

見直し

(3月3日(月)全国会議、4月実施)

- 生活保護で支給する移送費の範囲は、原則として、国民健康保険で支給される移送費の範囲と同等とする。

- ① 災害現場等からの緊急搬送
 - ② 離島等からの搬送
 - ③ 移動困難な者の転院
 - ④ 移植のための医師派遣、臓器等の搬送
- (注)生活保護は国民健康保険の例によることが原則

- 上記によりがたい場合、個別に内容を審査し、下記の事項に該当する場合は、例外的に移送費を支給。(受診医療機関は、原則、福祉事務所管内の医療機関に限定)

- ① 身体障害等で電車・バスの利用が困難な場合
- ② へき地等で交通費が高額になる場合
- ③ 検診命令による受診
- ④ 医師の住診等に係る交通費

- 例外的給付を行う場合については、医師の意見、嘱託医協議等をもとに、給付の必要性を十分に検討した上で決定

医療扶助における後発医薬品の使用促進について

被保護者には、後発医薬品が使用できる場合には、後発医薬品の使用を求めることとする。

後発医薬品の使用促進は、医療保険における取扱いに合わせる改正であるが、被保護者は後発医薬品を選択するインセンティブが働きにくいことに鑑み、福祉事務所の指導を通じて後発医薬品の使用の指導を徹底するための措置

- 同じ効き目・安全性で価格が安い場合、被保護者に対しては、医学的理由がある場合を除き、後発医薬品の使用を求めることとする。
- 医薬品の種類や病状等により後発医薬品が使えない場合があるので、被保護者には、処方医・薬剤師に、後発医薬品の使用が可能か相談をさせるとともに、後発医薬品が使える場合は、後発医薬品を選択するよう指導。
- 福祉事務所においては、レセプト点検や薬局への確認等により、調剤の状況を確認するとともに、被保護者が後発医薬品が使えるのに、先発医薬品を使っていた場合、指導を行う。

(参考) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目をもつ医薬品。

1. 効き目や安全性は、先発医薬品と同等

国では、後発医薬品が、先発医薬品と効き目・安全性が同じかどうかについて、欧米と同じ基準で審査を行っている。
※薬の形・色や味は、先発医薬品と異なる場合がある。

2. 先発医薬品より価格が安く経済的

後発医薬品は、ほとんどの場合、先発医薬品より値段が安くなっている。
そのため医療保険を初め日本全体として後発医薬品ができるだけ使われるように取組をすすめている。

3. 欧米では、幅広く使用。

アメリカ、イギリスやドイツでは、使われている医薬品のうち、約半分は後発医薬品である。

社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書のポイント

（平成20年1月25日）

- ◆年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金の記録等を自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるものとしつつ、将来的な用途拡大にも対応可能なものとする。
- ◆2011年度（平成23年度）を目途に導入することを目指し、今後、費用等を含めた選択肢を整理し、更に具体的な仕組みの検討を進める。

①利用者の利便性向上と保険者・サービス提供者等の事務効率化を実現する。

年金手帳、健康保険証、介護保険証が1枚のカードになる

- 1枚となることで、保管、携帯に便利。発行の事務負担も軽減される。
- 現在の保険証等に記載されている情報がICチップなどに収録され、プライバシーの保護に優れる。
- 引越、転職等で保険者を異動した場合でも、保険証の再取得等が不要。
- 医療機関等の窓口で即時の資格確認が可能となることや、保険証の情報の転記ミスがなくなることで、事務負担が軽減。
- 制度や保険者をまたがった場合でも、個人を同定することができるので、制度間の供給調整等の事務負担が軽減。

自分の年金記録等を自宅のパソコン等からいつでも安全かつ迅速に確認可能

- オンライン上で厳格な本人確認が行われ、なりすまし等を防止することができる仕組みとする。
- 利用者にオンラインで提供する環境が整うことを前提として、希望者は、自分の特定健診結果等の健康情報も閲覧することが可能。
- 希望者は、身分証明書として利用することも可能。

②プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組みとする。

- カードに収録する情報を本人確認のために必要な最小限のものに限定するとともに、安全性に優れたICカードを導入し、不正な情報の読み出し等による被害を防止する。
※カードに収録する情報は、移行期や異常時の対応等を踏まえて決定する。
- 資格情報は、従来通り、各制度の保険者が管理し、資格情報を何らかの方法で関連づけた上で、カードには加入者を特定するための鍵となる情報を収録し、その情報を利用してデータベース上の資格情報にアクセスすることにより、資格確認を行う。

※加入者を特定するための鍵としてカードに収録する情報の選択肢

- 案1：各制度共通の統一した番号
- 案2：カードの識別子（カードを識別する記号等）
- 案3：各制度の現在の被保険者番号
 - 案3-2：各制度内で不変的な番号を創設
- 案4：基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）

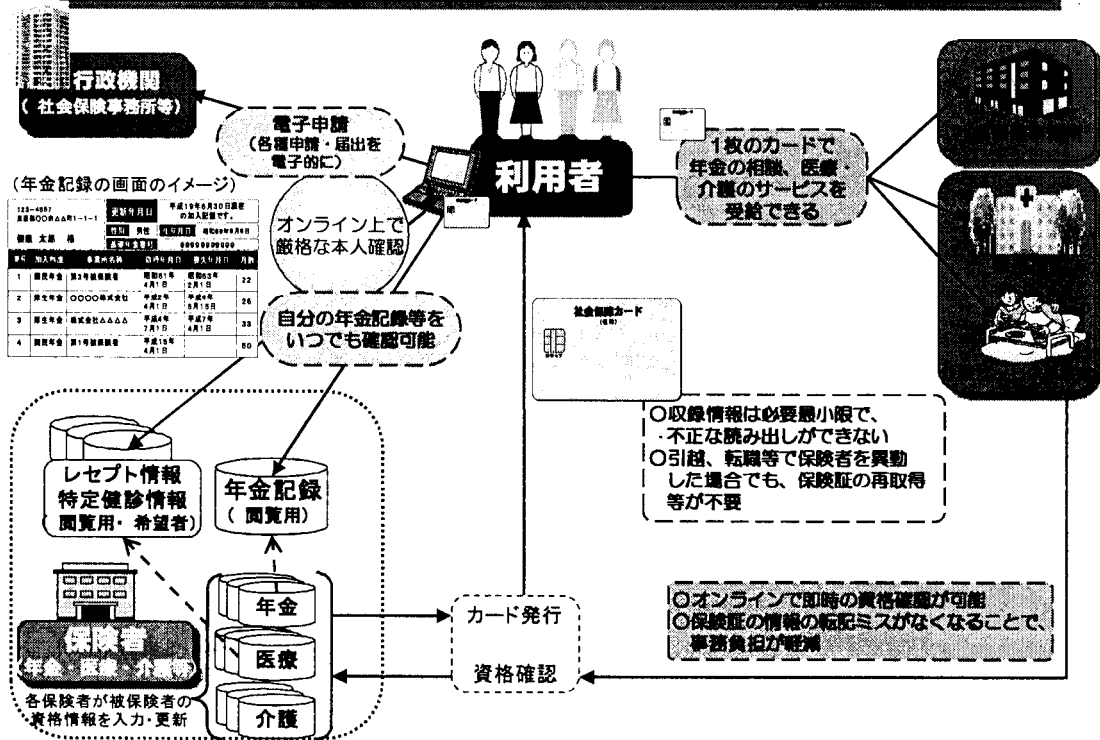
- 資格情報のセキュリティ対策を徹底するとともに、カードの収録情報に応じた利用制限（例：番号の告知要求制限、データベースの構築禁止等）を検討する。

③コストを抑えつつ、より多くの効果を実現する、費用対効果に優れた仕組みとする。

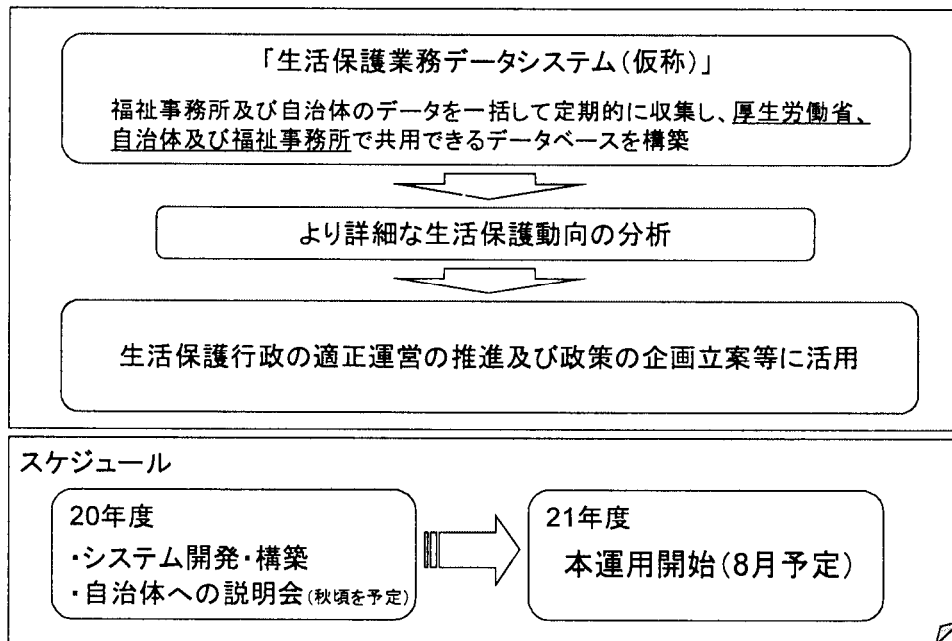
- 関連する仕組み（レセプトオンライン請求、住基カード発行、公的個人認証サービス、電子私書箱等の仕組み）を最大限に活用し、必要となるコストを抑制する。
- 簡単・確実に自分のカードを受け取ることができ、自分以外が受け取ることがない方法を検討する。

※カードの交付についての選択肢 → 案1：市町村が交付 案2：医療保険者が交付 案3：年金保険者たる国が交付

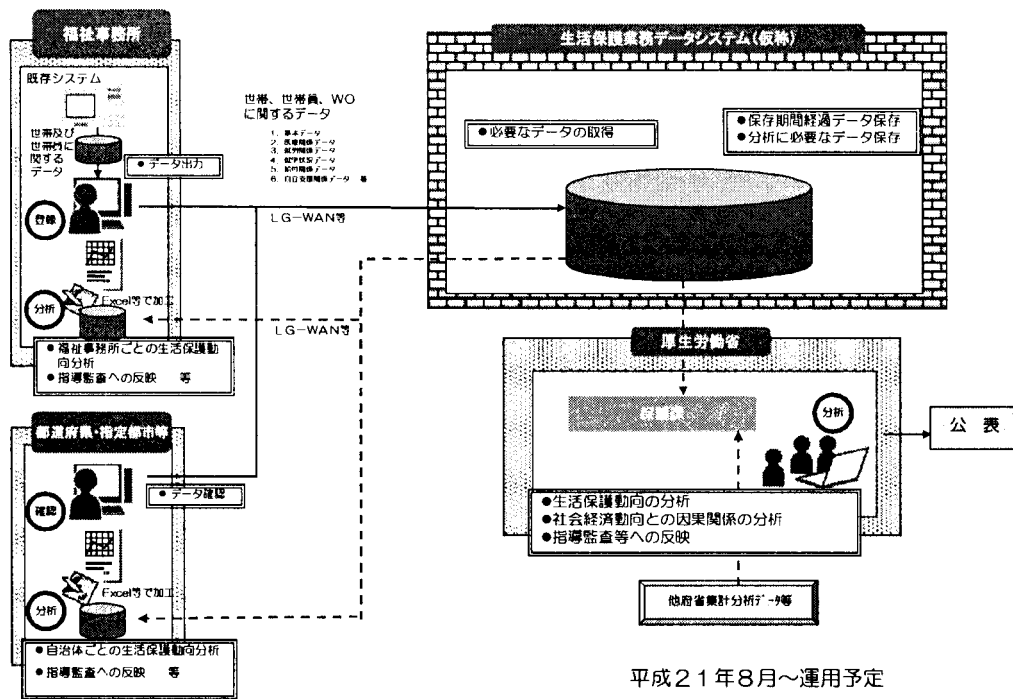
社会保障カード（仮称）の基本的な構想についてのイメージ



生活保護事務のIT化の推進について 生活保護データの効率的な活用



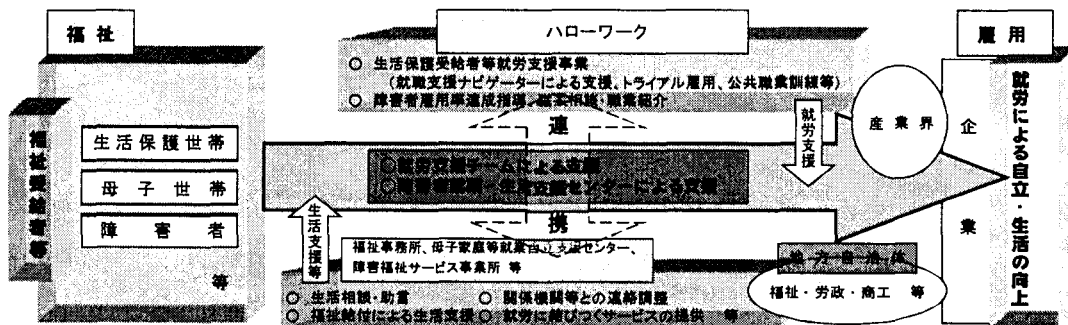
生活保護業務データシステム（仮称）概念図



Ⅲ 自立支援

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の考え方
 ～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

- **福祉を受ける方に対して、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。**(※)
 - ー 国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、自ら、働いて生活を支え、健康を維持する、といった「自助」を基本に、それを「共助」、「公助」が支える福祉社会を構築
 - ※ 自立の支援や生活の向上が目的－自助努力のみでは生活に困窮する方に対しては福祉により適確に対応
- **緒についたばかりの福祉事務所等とハローワークの連携による「福祉と雇用の連携」施策、地方自治体における自立支援策を加速**
 - (例 福祉事務所において、自立・就労意欲のある生活保護や児童扶養手当の受給者を選定し、ハローワークにおいて、就労支援を実施)
- **「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、関係機関の連携を促進するとともに、産業界等の理解・協力を得ながら(※)、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』として実施**
 - ※ 産業界・企業の理解、協力
 - ・ 職業紹介、職業訓練等を受けた後における雇用の機会の確保
 - ・ 母子世帯等の実情を踏まえた多様な働き方や、障害者雇用率達成の必要性への理解などの意識改革
 - ・ 企業の生産性の向上などにより、安定した雇用機会の創出や、賃金の引上げを図ること
 - 福祉施設関係者、特別支援学校関係者等の意識改革も必要



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』のイメージ

○ 福祉から雇用への移行を推進する「5か年計画」を策定するとともに、具体的な「目標」を定めて取り組む。
 (特に、19～21年度の3年間に集中的に取り組むを強化する。)

	助走期間		集中的強化期間			継続実施	
	～18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
福祉 (就労支援)	(生活保護世帯・母子家庭世帯)	『支援プログラム』の策定・『母子家庭等就業・自立支援センター』の全面実施					効果的雇用
	(障害者)	『障害福祉計画』の策定					就労につなげる質的な就労移行支援サービスの提供 (企業ノウハウの活用) 『工賃増進5か年計画』による福祉的就労の向上
連携	(生活保護世帯・母子家庭世帯・障害者)	ハローワークを中心とした『チーム支援』の開始					ハローワークを中心とした『チーム支援』の全面展開、体制・機能の強化
	(障害者)	『障害者就業・生活支援センター』の全面展開等、地域のネットワークの強化					
雇用 (受入促進)	(生活保護世帯・母子家庭世帯・障害者)	ハローワークによる取組の強化 (障害者雇用率達成指導、きめ細かな職業紹介等就業支援)					
	(障害者)	(厚生労働省において取組み)	各都府・各自治体における『チャレンジ雇用』の推進・拡大				障害者雇用促進法制の整備
企業・国民 の意識改革	(生活保護世帯・母子家庭世帯・障害者)	企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を進じ、雇用機会を拡大					

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開するとともに、食糧産地において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
(※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム(※)」の体制・機能強化
(※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引上げ「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」など



障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大



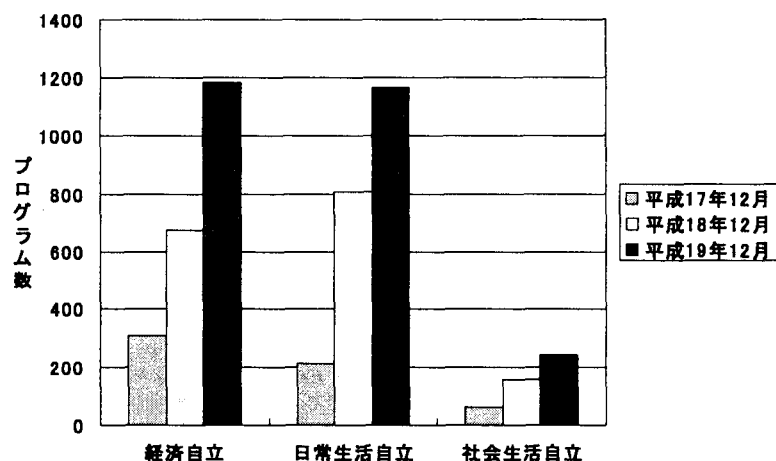
生活保護受給者に対する自立支援の推進

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低生活費の支給 ・ 自立の助長 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立の助長の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的自立 → 就労 等 ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等 ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等 |
|--|--|--|
-
- 自立支援プログラム導入の背景
 - ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
 - ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

自立支援プログラムの導入(平成17年度～)

- 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた個別プログラムを自治体が策定
- 個々の被保護者に必要なプログラムを選定し、関係部署、保健所、医療機関、福祉施設、NPO等と連携し自立支援を組織的に実施
- ※ 自立支援プログラムの例
 - ・ 稼働能力を有する者(経済的自立の支援)
 - 就労支援員(職安OB等)を福祉事務所に配置し、就労支援を行う。
 - ・ 長期入院中の者(日常生活自立の支援)
 - 嘱託医等、医療機関等と連携し、退院を促進する。
 - ・ 高齢者等(社会生活自立の支援)
 - 社会福祉協議会、保健師、NPO法人等と連携し、傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持する。

1 自立支援プログラムの策定状況



	平成17年12月		平成18年12月		平成19年12月	
	プログラム数	割合	プログラム数	割合	プログラム数	割合
策定済み個別支援プログラム	585	100.0%	1,638	100.0%	2,592	100.0%
経済自立に関するもの	311	53.2%	675	41.2%	1,183	45.6%
日常生活自立に関するもの	214	36.6%	808	49.3%	1,165	45.0%
社会生活自立に関するもの	60	10.2%	155	9.5%	244	9.4%

※1自治体で、複数のプログラムを作成している場合がある。

2 就労支援プログラムの策定状況

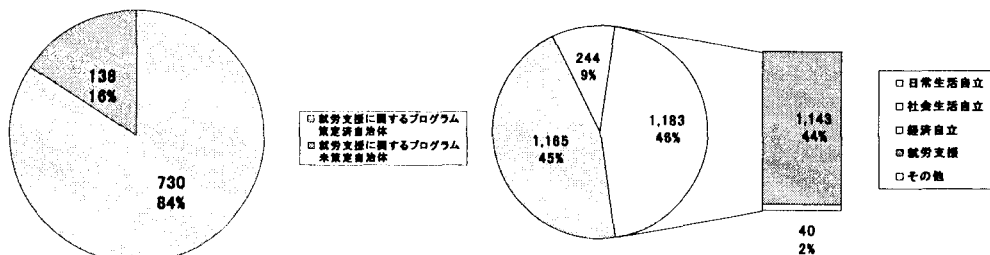
【平成19年度の運用方針】

- 全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

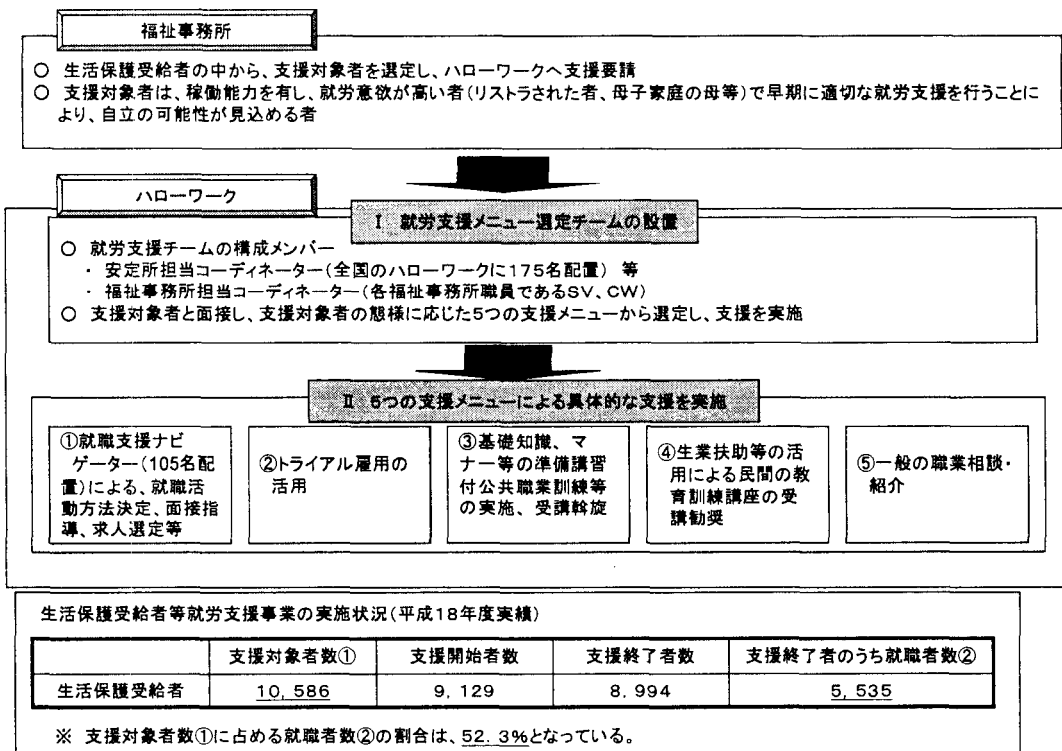
【就労支援に関するプログラム策定状況】

	平成18年12月		平成19年12月	
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49.2%	730	84.1%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	50.8%	138	15.9%
就労支援に関するプログラム数	620		1,143	

【平成19年12月の就労支援に関するプログラム策定状況】



3 福祉事務所とハローワークの連携による生活保護受給者等就労支援事業(平成17年度～)



4 就労支援の成果

- 就労支援により約17,700人が新規就労・増収を実現

(単位:人)

	新規就労	増収	合計
1 福祉事務所による就労支援プログラム	9,237 (75%)	3,043 (25%)	12,280 (100%)
2 ハローワークとの連携事業 (生活保護受給者等就労支援事業)	4,222 (78%)	1,189 (22%)	5,411 (100%)
合計	13,459 (76%)	4,232 (24%)	17,691 (100%)

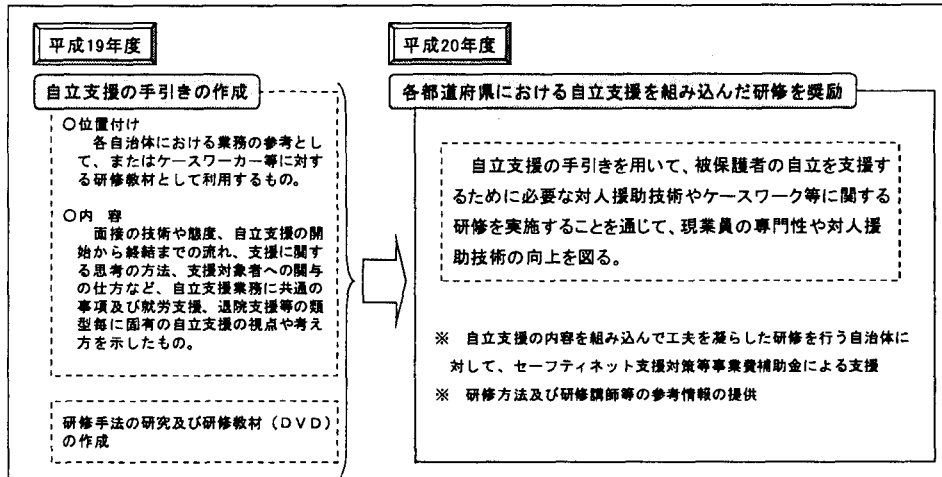
(平成18年度実績)

(注1)福祉事務所による就労支援プログラムの参加者は、34,000人。

(注2)前頁の就職者数とハローワークとの連携事業の新規就労・増収の合計に差異があるのは、同一の参加者が就職と退職を複数回繰り返した場合、前頁は延人員、本頁は実人員でカウントしているため。

5 平成20年度の自立支援プログラムの運用方針

- 全自治体で、債務整理に関するプログラムを策定
- 生活保護受給者等就労支援事業を一層活用し、自治体独自のプログラムと本事業を連動させた仕組の構築
- 稼働能力判定会議の設置・運営の積極的な取組
- 自立支援業務に関する研修の充実



6 生活保護受給者等就労支援事業の新たな取組(就労支援アクションプラン) (平成20年度～)

